

## 【 監 査 報 告 書 】

令和 8 年 5 月 9 日  
学校法人中央学園

監事 土井 春雄

監事 落合 広行

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、学校法人中央学園の令和 6 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査しました。

なお、監査に当たりましては、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、事業報告書並びに会計帳簿及び計算書類、財産目録等について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人中央学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（附属明細書を含む。））及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為、又は、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、この監査報告書は、謄本であります。